

# 【令和2年7月1日から施行】

## 武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 (通称：雨水利活用条例) と同施行規則の改正について

### ☆ 改正理由

現行の条例は、建築物に特化した内容であったため、道路、公園、広場、駐車場にも雨水浸透施設等を設置する旨を明確化することを目的として改正しました。

### ☆ 主な改正点

#### ① 用語の定義 (条例第3条)

上記、改正理由に伴い文言の整理をしました。

- ・「建築物等」
  - ・「建築物」：建築基準法第2条第1号に規定する建築物
  - ・「道路等」：道路・公園・広場（緑地）・駐車場
- ・「建築等」
  - ・「建築」：建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること（建築基準法第2条第13号に規定する建築）
  - ・「新設等」：市域において、道路等を新設し、増設し、改修し、若しくは改良すること
- ・「事業者」：市域において事業活動を行う個人又は法人（国及び東京都その他の地方公共団体を含む）
- ・「雨水浸透施設等」：雨水浸透施設、雨水貯留施設、その両方の機能を有する施設

#### ② 市、市民及び事業者の責務 (条例第4条・第5条・第6条)

従来の雨水浸透施設等の設置だけでなく地表面の緑化などの方法による雨水の地下への浸透や有効利用推進のための対策も含めて「雨水浸透等対策」として拡充することにより、柔軟に対策を行うことができるようになりました。

また、雨水浸透施設等を設置するときは、原則として浸透機能を持った施設を設置する旨を明記しました。

#### ③ 雨水排水計画の届出 (条例第7条)

道路・公園・広場・緑地・駐車場の新設等をする際には、計画の届出が義務付けられました。また、届出の提出前には市との協議が必要となります。

※ 届出についての詳細は、「雨水利活用条例の適用について」をご参照ください。

#### ④ 各種届出様式の改正 (施行規則)

条例改正に伴い様式についても一部変更があります。なお、お手元にある様式については所要の修正を加えれば使用することができます。